

生物の多様性とCOP10 ～ビジネスとの関連を含めて～

国連大学高等研究所
名執 芳博



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし
Biodiversity is life. Biodiversity is our life.

生物多様性

いのちの共生を、未来へ
Life in harmony, into the future

生物多様性とは？ (生物多様性条約第2条)

(定義)

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水系生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

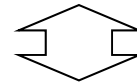
第6の大量絶滅時代

- ・ 生命の誕生は36～38億年前
- ・ 「大絶滅」がこれまで5回発生

〔これまでの大絶滅との違い〕

● 絶滅のスピード・・・ケタ違いの速さ

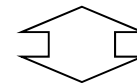
・ 恐竜時代… 1000年に 1種



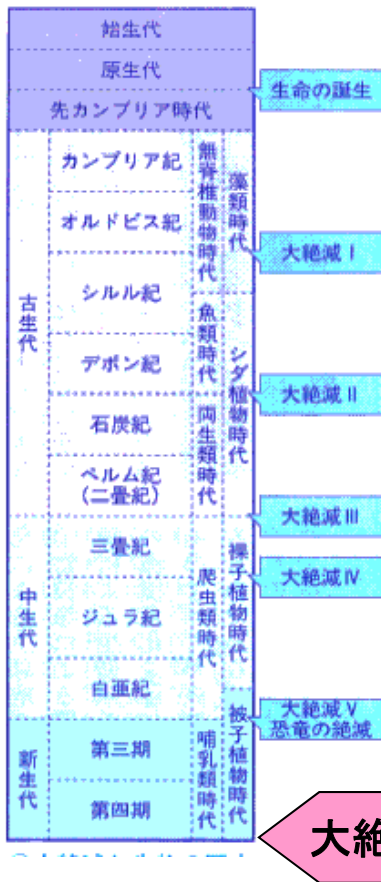
・ 現在 … 1年に 4万種
(Myers 1979, 1981)

● 絶滅の原因

火山爆発説、いん石衝突説



人間活動による影響

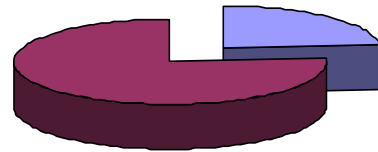


絶滅にさらされる日本の野生動植物

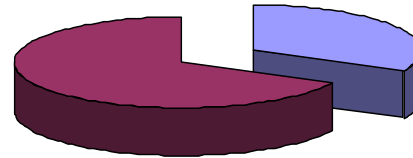
日本に生息・生育する

■ 脊椎動物・維管束植物の 約1/4 が絶滅危惧種

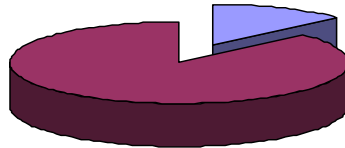
哺乳類: 24.0 %



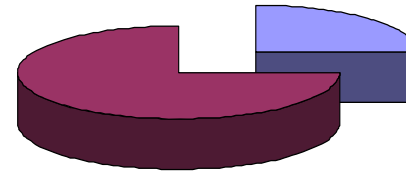
両生類: 32.3 %



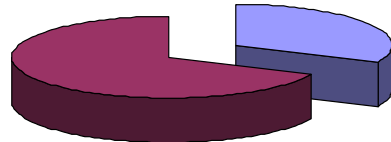
鳥類: 13.1 %



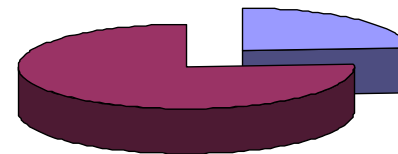
汽水・淡水魚類: 25.3 %



爬虫類: 31.6 %



維管束植物: 23.8 %



■ 絶滅のおそれのある種
■ 上記以外の評価対象種

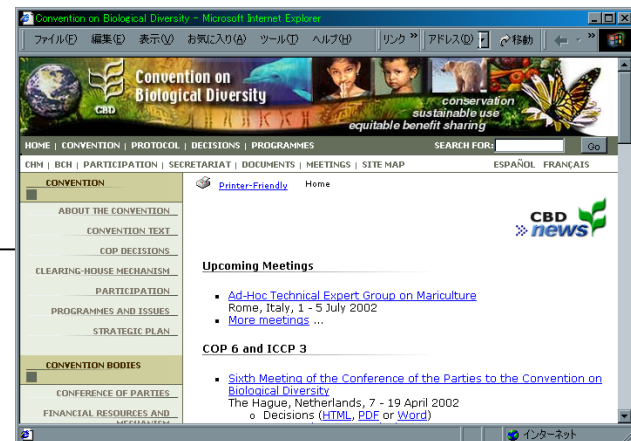
生物多様性条約採択までの経緯について

- 1980 ● **FAO、UNEP「熱帯林資源評価調査」**
...1981～85年には年平均1,130万haが減少と推定
- 1980 ● **米国が「西暦2000年の地球」を発表**
...地球上の生物種の15～20%が2000年までに絶滅のおそれありと予測
- ・ワシントン条約、ラムサール条約などの個別の国際条約では、生物の多様性は保全できない。国際的に「生物多様性の保全に関する包括的な条約」の必要性が認識される。
- 1984 ● **IUCN(国際自然保護連合)での議論開始(～1987)**
- 1986 ● **スミソニアン研究所と米国科学アカデミーが「生物多様性に関するナショナルフォーラム」**...この会議から生まれたもっとも強力な道具が、「生物多様性(バイオダイバーシティ)」という用語だった。出席者約14,000人。
- 1987 ● **UNEP(国連環境計画)が条約策定に向けて検討開始(条約交渉会議)**
- 1992 ● **生物多様性条約採択(ナイロビ)(5月)**
- 6月 ● **地球サミット(リオ)において署名開始**
- 1993 ● **条約発効(12月)**
- ※我が国は、1993年5月28日、世界で18番目(先進国で2番目)に条約を締結。(2010年1月現在193カ国が締結)

生物多様性条約の目的と 生物多様性国家戦略

目的(第1条)

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ
衡平な配分



保全及び持続可能な利用のための一般的措置(第6条)

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、(以下略)
- (b) 省略

生物多様性基本法の制定



■ 生物多様性への関心の高まり

■ COP10に向けて国際的イニシアティブを発揮する必要性



生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備
【議員立法：平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】

生物多様性国家戦略2010の策定経緯

1995 生物多様性国家戦略

2002 新生物多様性国家戦略

2007 第三次生物多様性国家戦略

2008 生物多様性基本法



2010 生物多様性国家戦略2010

■ 改定のポイント

- 生物多様性基本法に基づく初めての法定戦略
- 中長期目標(2050年)と短期目標(2020年)の設定
 - ★ ポスト2010年目標日本提案を踏まえ設定
- COP10開催を踏まえた国際的な取組の推進
 - ★ COP10の成功、SATOYAMAイニシアティブの推進、科学的な基盤の強化、途上国の支援 など
- COP10を契機とした国内施策の充実・強化
 - ★ 主流化の促進、地域レベルの取組の推進、海洋の保全・再生の強化 など

COP10の成果を踏まえ、国家戦略2010の改定に着手

生物多様性国家戦略2010の概要

第1部：戦略

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ・すべての生命の存立基盤
- ・将来を含む有用な価値
- ・豊かな文化の根源
- ・暮らしの安全性

【課題】4つの危機

- ① 人間活動や開発による危機
- ② 里地里山など人間活動の縮小による危機
- ③ 外来生物など人間により持ち込まれたものによる危機
- ④ 地球温暖化による危機

【目標】

◆ 中長期目標 (2050年)

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする。

◆ 短期目標 (2020年)

- 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
- 生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大
 - 生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
 - 生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

【長期的視点】

100年先を見据えたグランドデザイン

中長期目標
・短期目標
の設定

概ね平成24年度までの重点施策

4つの基本戦略

I 社会への浸透

- 生物多様性の社会への浸透
- 地域レベルの取組の促進・支援

II 人と自然の関係の再構築

- 希少野生動植物の保全施策の充実
- 自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進

III 森・里・川・海のつながりの確保

- 海洋の保全・再生の強化

IV 地球規模の視野を持った行動

- COP10の成功
- SATOYAMAイニシアティブの推進
- 科学的な基盤の強化
- 科学と政策の接点の強化
- 経済的視点の導入
- 途上国の支援

国内施策の充実・強化

国際的な取組の推進

第2部：行動計画

■ 約720の具体的施策

■ 35の数値目標

ミレニアム生態系評価(MA)

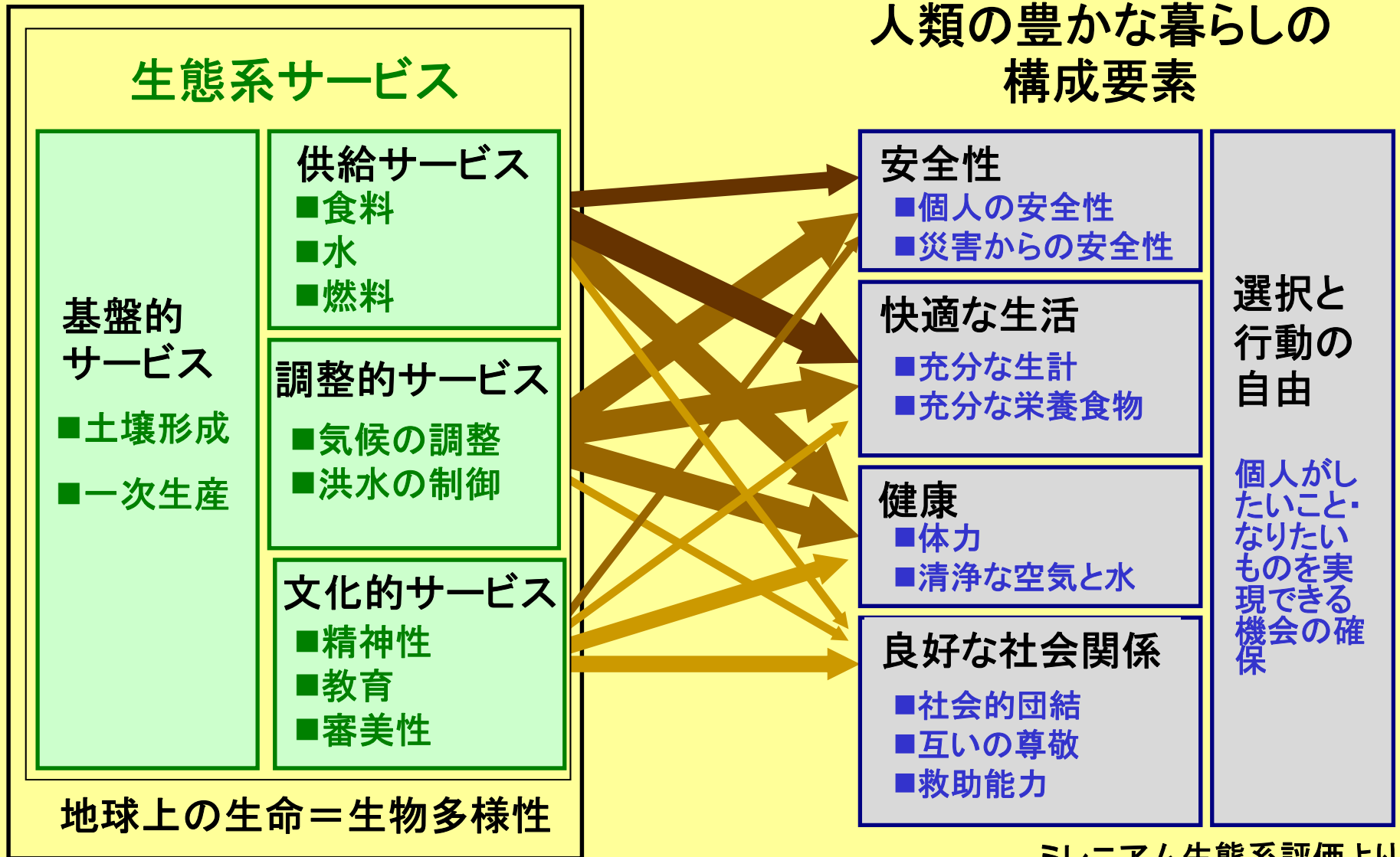
2001～2005年、国連の呼びかけで行われた
地球規模の生態系評価

(95ヶ国、約1,400人の専門家が参加)

■ 結論

- 人類の豊かな暮らし(human well-being)は、食料、木材、水、気候安定などの、「生態系サービス」により支えられている。
- 生物多様性が損なわれた結果、生態系サービスの2/3が低下し、危機的な状況。
- その回復のためには、思い切った政策の転換が必要。

生態系サービスと人類の豊かな暮らし





2010年 国際生物多様性年

国際生物多様性年(IYB)

ロゴマーク及びスローガン



2010 International Year of Biodiversity

生物多様性、それはいのち
生物多様性、それはわたしたちの暮らし

(英語) Biodiversity is life. Biodiversity is our life

「地球生きもの委員会」(IYB国内委員会
2010年1月25日設立)の開催



9月22日には、国連総会で生物多様性を議論

COP10 ロゴマーク・スローガン



いのちの共生を、未来へ

(英語)Life in harmony, into the future

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)の日本開催

2010年は、「**2010年目標**」の**目標年**であり、国連が定める「**国際生物多様性年**」でもある重要な節目の年

■ **開催期間**：2010年10月18日～29日（閣僚級会合 27日～29日）
（カルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）：11～15日）

■ **開催場所**：愛知県名古屋市 名古屋国際会議場

■ **参加規模**：約10,000名（COP9参加者実績7,000名）

■ **議題**：

- ・2010年目標の達成状況、ポスト2010年目標
- ・遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組みづくり
- ・生物多様性と気候変動、農業と生物多様性（バイオ燃料）、**ビジネスと生物多様性** など



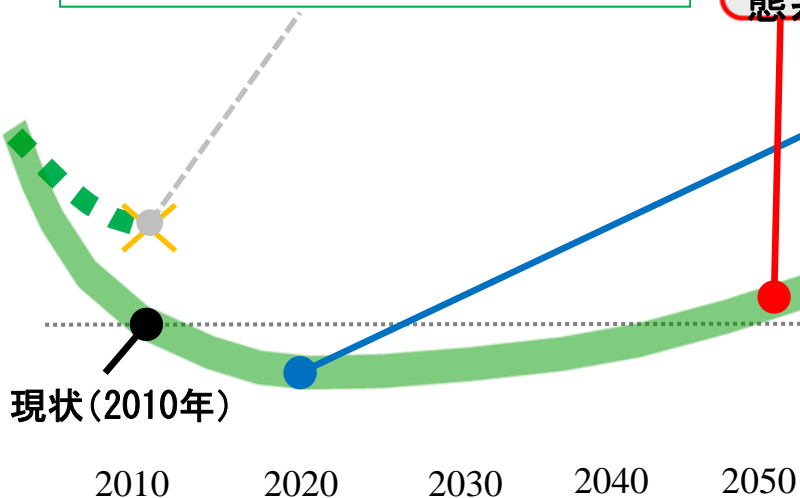
2010年目標：生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる



ポスト2010年目標-日本提案-

2010年1月6日に条約事務局に提出

2010年目標の達成は失敗



■ 中長期目標 (2050年)【Vision】

人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。

■ 短期目標 (2020年)【Mission】

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ①生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。
- ②生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。
- ③生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体が新たな活動を実践する。

■ 2011年からの10年を「国連生物多様性の10年」とすることを提案

Proposing the “United Nations Decade for Biodiversity” for a decade from 2011

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ

生物多様性基本法とビジネス

- ・生物多様性に対する国際的な関心の高まり
- ・**生物多様性条約COP10**(2010年名古屋)に向けイニシアティブを発揮する必要性

➡ 生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備

【議員立法:平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】

第6条 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、**事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行う**こと等により、生物の多様性に及ぼす**影響の低減及び持続可能な利用**に努めるものとする。

第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進

国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の**事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。**

民間参画に関する国際的な議論の経緯

国連環境開発会議(リオ・サミット)

生物多様性条約(1992)

ミレニアム生態系評価発表(2005)

●「生態系サービス」とその危機

COP8(クリチバ)(2006)

●民間参画に関する決議

G8環境大臣会合(ポツダム)(2007)

●「生物多様性は人類生存と世界経済の基盤である」

COP9(ボン)(2008)

G8環境大臣会合(神戸)(2008)
神戸生物多様性国際対話(2009)
ビジネスチャレンジ会合(ジャカルタ)(2009)

● 独B&Bニシアティブ
● TEEB中間報告

COP10(名古屋)(2010)

民間事業者をめぐる動き

政府の動き

ドイツ政府：ビジネスと生物多様性(B&B)イニシアティブ(COP9)

環境省：生物多様性民間参画ガイドライン

経済団体の動き

日本経団連：生物多様性宣言

滋賀経済同友会：琵琶湖いきものイニシアティブ

WBCSD：ESR、EVR(企業活動と生物多様性、生態系サービス)

複数企業の集まり、NGOの動き

企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)

FoEJ：企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成

IUCNのビジネスと生物多様性に関するガイドライン等

企業活動と生物多様性(リスク)

自然環境の保全

- ✓ 事業活動が影響を与えていないか
- ✓ **大規模な開発**が伴うか
- ✓ 原料調達先の自然環境の状況は健全か

サステナビリティ

- ✓ 事業活動が影響を受けないか
- ✓ **水、紙、エネルギー**を大量に使用している
- ✓ **サプライチェーンマネジメント**を行っているか

利益配分、公平性

- ✓ 経済的に評価されない未払いコストはないか
- ✓ **公平な利益配分**がなされているか

企業活動と生物多様性(チャンス)

- ✓ 同業他社との**差別化**
- ✓ **企業イメージ**(ブランド価値)の向上
- ✓ **温暖化対策、廃棄物対策との相乗効果**
- ✓ 保有する技術や事業の展開
- ✓ 資源、エネルギー調達などの**経営リスク低減**
- ✓ 新たなマーケットの開拓
- ✓ **情報の獲得や技術開発**
- ✓ 地域やNGOとの**信頼関係、ネットワーク**

生物多様性民間参画 ガイドラインの概要

＜民間参画ガイドライン：報道発表資料＞

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>

民間参画ガイドラインの構成

■ガイドラインの構成

●要約(エグゼクティブサマリー):
企業等の経営者向けエグゼクティブサマリー

●序論:
ガイドラインの目的、位置づけ、効果的な使い方等

●第Ⅰ編 現状認識の共有:
生物多様性や事業活動との関係に関する基礎的情報

●第Ⅱ編 指針:
事業者が、生物多様性の保全等に取り組むにあたって認識すべき、理念、進め方、取組の方向、基本原則、考慮すべき視点

●参考編:実践のためのヒント:
取組の参考例、関連情報、関連する法令など

■第I編 現状認識の共有:

●第1章 生物多様性とは

●第2章 生物多様性を育む社会づくり ～事業者の活動と他のセクターとの連携～

●第3章 生物多様性と事業者の関わり ～事業者はなぜ生物多様性に取り組むのか～ (生物多様性の「恵み」と「影響」、取り組むことによる効果)

●第4章 事業者と生物多様性に関する国内外の動向

★生物多様性や事業活動との関係に関する基礎的情報

■第Ⅱ編 指針

- 1. ガイドラインの理念
- 2. 取組の方向
- 3. 取組の進め方について
- 4. 基本原則
- 5. 考慮すべき視点

★事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の**基本的考え方**

●2. 取組の方向

- ◆①事業活動と生物多様性との関わりを把握する。
- ◆②生物多様性に及ぼす影響の低減を図る。
- ◆③取組の推進体制を整備する。

●3. 取組の進め方

- ◆①生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという方針を示す。
- ◆②実現可能性を踏まえながら、優先順位に従い取組を実施。

●5. 考慮すべき視点

- ◆ ①地域重視と広域的・グローバルな認識
- ◆ ②多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ◆ ③社会貢献
- ◆ ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ◆ ⑤サプライチェーンの考慮
- ◆ ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討
- ◆ ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組

生物多様性民間参画ガイドライン ー参考編ー

■ 取組の参考例 (一部抜粋)

◆ 建設・開発業

行動指針を制定し、生態系保全の取組を本業の建設事業に反映

◆ 食品加工業

水産資源の持続可能な調達・利用に関し、NPO・研究者と共同研究

◆ 外食産業

契約農家と連携して減農薬に取り組み、市民に体験学習の機会を提供

◆ 製造業

自然再生事業により得た原料を用いた日本酒の製造・販売による地域活性化

◆ 木材流通・加工・販売業

木材の調達基準を設定し、合法性を確認

◆ 金融業

企業経営の環境配慮度に応じた優遇金利融資



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし
Biodiversity is life. Biodiversity is our life.



いのちの共生を、未来へ
Life in harmony, into the future

ご清聴ありがとうございました

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

＜生物多様性ホームページ＞

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>